

## 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日 ～ 令和 8年 3月31日までの  
4年間

2. 内 容

目標 : 令和8年3月末日までに、男性職員の「子の看護休暇」取得者数を  
8名以上に増やす。

<対 策>

- 令和 4年 4月 各事業所の責任者に対して、男性職員の「子の看護休暇」取得状況及び重要性等を説明し、男性職員が休暇を取得しやすい環境作りへの協力を依頼する。
- 令和 4年 5月～ 法人内の各事業所の見やすい場所に、女性職員に限らず、男性職員の「子の看護休暇」取得促進に係る文書を掲示し、職員に対し周知・啓発を実施する。
- 令和5年度以降も毎年実施する。